

# 技術者制度運用マニュアル

～ 現場施工時に技術者に求められる役割 ～

長崎県 土木部 建設企画課

## 目 次

はじめに	.....	4
<b>【 】 現場代理人</b>	.....	5
1 . 設置の義務		
2 . 現場代理人の通知		
3 . 現場代理人の余裕期間における取り扱い		
4 . 現場代理人の職務（常駐義務等）		
5 . 現場代理人の常駐義務の緩和		
6 . 現場代理人に必要な資格等		
7 . 同一工事内の技術者との兼務		
8 . 他工事の現場代理人との兼務		
9 . 他工事の技術者との兼務		
10 . 現場代理人の途中交代		
11 . 現場代理人と経營業務管理責任者または営業所専任技術者との兼務		
<b>【 】 主任技術者（監理技術者）</b>	.....	10
1 . 建設業法における技術者制度について		
2 . 主任技術者（監理技術者）の職務		
3 . 主任技術者の配置		
4 . 監理技術者の配置		
5 . 主任技術者（監理技術者）の専任		
6 . 主任技術者（監理技術者）の通知		
7 . 主任技術者（監理技術者）の余裕期間における取り扱い		
8 . 主任技術者（監理技術者）の専任を要しない期間		
9 . 専任を要しない場合の具体例		
10 . 工事中止期間における配置技術者の専任		
11 . 工場制作のみが行われている期間の専任		
12 . 専任の主任技術者（監理技術者）の途中交代		
13 . 工場制作を含む工事における監理技術者等の途中交代		
14 . 専任の主任技術者の取扱い（要件緩和）		
15 . 専任ではない主任技術者の取り扱い		
16 . 工事間において専任の主任技術者（監理技術者）が兼任できる特例		
17 . 監理技術者の兼務		
18 . 主任技術者（監理技術者）と経營業務管理責任者または営業所専任技術者との兼務		
<b>【 】 現場代理人、主任技術者（監理技術者）共通</b>	.....	22
1 . 主任（監理）技術者、現場代理人の病休・講習会等による現場の一時不在		

<b>【 】 特定建設工事共同企業体（特定 JV）と技術者制度</b>	<b>.....</b>	<b>23</b>
1．特定 JV における技術者の配置について		
2．請負金額による技術者の配置について		
<b>【 】 入札における配置予定技術者の確認</b>	<b>.....</b>	<b>24</b>
1．確認の対象となる工事		
2．当該工事の配置予定技術者の要件		
3．確認に必要な書類等の届出		
4．専任技術者と監理技術者等の兼務の確認		
5．配置予定技術者の雇用関係に虚偽の届出等があった場合		
6．恒常的な雇用関係の免除特例措置		
7．営業譲渡又は会社分割等の場合の特例		
<b>【別紙 1】現場代理人、技術者の兼務（事例集）</b>		
<b>【別紙 2】Q &amp; A</b>		

## はじめに

本マニュアルは、現場代理人や配置技術者の円滑な運用の一助となるよう、これらに関する取り扱いや通知等を一元的に集約し、解説を加えたものです。

本マニュアルの使用にあたっては、以下のことに留意ください。

### < 留意事項 >

- ◆ 各通知において詳細の定めがない項目に対し、本マニュアルにて、その取り扱いを規定する場合は「<本マニュアルによる規定>」と表示している。
- ◆ 国土交通省においては、「監理技術者制度運用マニュアル」により建設業法上の技術者の運用が示されているため、定めがないものについては国のマニュアルを参考とする。
- ◆ 根拠通知は随時更新されるため、必ず最新の通知文書が発出されていないか確認すること。
- ◆ また、掲載している通知は一部抜粋であるので、必ず通知の正式文書を確認すること。

## 【 】現場代理人

### 1. 設置の義務

#### < 解説 >

契約書により契約を締結した場合、現場代理人の設置が必要です。

現場代理人は、建設業法で設置を義務付けるものではなく、契約に基づき設置されているもので、公共工事においては、公共工事標準請負契約約款により現場代理人の設置が求められます。

受注者は、工事の始期の前日まで（契約締結日と工事の始期の日が同日の場合には、契約締結日）に現場代理人等決定通知書により、契約担任者に通知しなければなりません。（長崎県建設工事執行規則第 21 条）。また、変更があった場合もその旨通知する必要があります。

#### 【根拠法令等】

建設業法（抄）

第19条の2（現場代理人の選任等に関する通知）

請負人は、請負契約の履行に関し工事現場に現場代理人を置く場合においては、当該現場代理人の権限に関する事項及び当該現場代理人の行為についての注文者の請負人に対する意見の申出の方法（第三項において「現場代理人に関する事項」という。）を、書面により注文者に通知しなければならない。

#### 【根拠法令等】

長崎県建設工事標準請負契約書（抄）

第10条（現場代理人及び主任技術者等）

受注者は、現場代理人、主任技術者等（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。）以下同じ。）及び専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

### 2. 現場代理人の通知

#### < 解説 >

現場代理人については、下記規則に定める日までに通知を行う必要があります。

#### 【根拠法令等】

長崎県建設工事執行規則（抄）

第 21 条（現場代理人及び主任技術者等）

受注者は、工事に着手するときは、現場代理人、主任技術者等（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐をいう。以下同じ。）及び専門技術者を定め、工事の始期の前日まで（契約締結日と工事の始期の日が同日の場合には、契約締結日）に現場代理人等決定（変更）通知書（様式第 12 号）により、契約担任者に通知しなければならない。これを変更したときは遅滞なく通知しなければならない。

### 3. 現場代理人の余裕期間における取り扱い

#### < 解説 >

余裕期間の間は、現場代理人を配置する必要はありません。

#### 【根拠法令等】

余裕期間制度を活用した工事試行要領（令和3年12月1日付 3建企第375号）（抄）  
第4条（余裕期間）  
（略）余裕期間の間において、受注者は、現場代理人、主任（監理）技術者の配置が不要である。

### 4. 現場代理人の職務（常駐義務等）

#### < 解説 >

現場代理人の職務は、工事現場に常駐し、運営・取締りを行うほか、重要事項の権限は除きますが、当該契約に基づく一切の権限を行使する事ができます（代表取締役の代理という扱いです）。

また、必ずしも『現場代理人＝主任技術者（監理技術者）』ではありません。

#### 【根拠法令等】

長崎県建設工事標準請負契約書（抄）  
第10条（現場代理人及び主任技術者等）  
4 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

### 5. 現場代理人の常駐義務の緩和

#### < 解説 >

常駐義務の緩和は、下記に示す契約書、通知に記載のとおりです。下記通知の については、「改定5版公共工事標準請負契約約款の解説」（P.164）より、「通信手段が発達した現在においては、工事期間全般について、現場代理人が工事現場に常駐しなくても、円滑な工事の遂行は可能であること、また、実態として、現場代理人が主任技術者を兼ねていることが多いが、建設業法上技術者の専任が必要でない場合であっても、現場代理人として常駐が求められることを考慮し、一定の条件のもとに、発注者が常駐義務を緩和することができることとしたものである。」となっている。（公共工事標準請負契約約款の解説より一部引用。）

#### 【根拠法令等】

長崎県建設工事標準請負契約書（抄）  
第10条（現場代理人及び主任技術者等）

5 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

【根拠法令等】

現場代理人の取扱いについて（通知）（令和5年3月13日付 4建企第507号）（抄）

2．現場代理人の常駐を要しない場合

原則として、現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、契約書第10条第5項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うものとする。

契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。

長崎県建設工事標準請負契約書第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。

橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。

前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。

1件の工事における請負額が4,000万円未満（建築一式8,000万円未満）の工事（技術者の専任が必要とされない工事）で、発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡がとれる場合。

## 6．現場代理人に必要な資格等

### < 解説 >

資格は要しません。

しかし、代表取締役の代理であることから、長崎県では受注者と直接的な雇用関係がある者（在籍 outward 者、派遣職員は除く）であることを要件としています。

また、専任の技術者のように、雇用期間による制限は設けられておりません。

【根拠法令等】

現場代理人の取扱いについて（通知）（令和5年3月13日付 4建企第507号）

6．現場代理人の資格要件

特別な資格は要しない。

## 7．同一工事内の技術者との兼務

### < 解説 >

請負金額に係わらず同一の工事内であれば『現場代理人が主任技術者（監理技術者）を兼ねること』は可能です。

【根拠法令等】

長崎県建設工事標準請負契約書（抄）

第10条（現場代理人及び主任技術者等）

7 現場代理人、主任技術者等及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

## 8. 他工事の現場代理人との兼務

### < 解説 >

現場代理人は1契約書毎に1人設置する必要があるため、他工事の現場代理人との兼務は原則できません。ただし、下記の条件を満たす場合は兼務が可能となります。

#### 【根拠法令等】

現場代理人の取扱いについて(通知)(令和5年3月13日付 4建企第507号)(抄)

#### 3. 他工事と現場代理人が兼務する場合

次の全ての要件を満たす場合には、現場代理人の兼務を認めるものとする。

県内公共工事(国、市町等含む)で、兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと、相互の発注機関の長が判断する工事であること。

相互の工事現場の移動距離が10km程度または30分程度で移動できる場合。

各々の工事において、請負額が4,000万円未満(建築一式8,000万円未満)の工事(技術者の専任が必要とされない工事)であること。

兼務する工事の件数は2件(災害復旧工事を含む場合は3件以内)までとする。

発注者又は監督員とは携帯電話等により常時連絡が取れることとし、発注者又は監督員が指示した場合は、速やかに工事現場に向かう等の対応を行うこと。

兼任する現場代理人は、兼務しているいずれかの工事現場に常駐するものとし、工事現場を離れる際には、安全管理や連絡体制を構築しておくこと。

兼務する現場代理人は、兼務している工事現場を1日1回以上巡回し、現場管理等に当たること。

## 9. 他工事の技術者との兼務

### < 解説 >

技術者の専任を要しない規模の工事の場合、現場代理人(同一工事内の主任技術者を兼ねている者)と他工事の主任技術者は兼務をすることができます。

しかし、技術者の専任を要する規模の大きな工事は、現場代理人と他工事の技術者は兼務ができないので注意してください。

兼務ができる場合の組み合わせについては、別紙1を参照ください。

#### 【根拠法令等】

主任技術者を兼務する現場代理人の取扱いについて(通知)(令和4年12月23日付 4建企第400号)(抄)

#### 1. 対象とする工事

県内で発注された公共工事で、主任技術者の専任を要しない、請負額が4,000万円未満(建築一式8,000万円未満)の工事

#### 2. 主任技術者を兼務する現場代理人が他工事の主任技術者と兼務できる条件

令和5年3月13日付け4建企第507号の通知内「3. 他工事と現場代理人が兼務す



る場合」にある条件を満たすとき。

通知文書の原文から最新の通知番号に読み替えを行っている。

## 10．現場代理人の途中交代

### < 解説 >

理由によらず、変更可能です。

#### 【根拠法令等】

現場代理人の取扱いについて（通知）（令和5年3月13日付 4建企第507号）（抄）

#### 7．途中交代

現場代理人の途中交代については、制限を設けていない。

## 11．現場代理人と経營業務管理責任者または営業所専任技術者との兼務

### < 解説 >

現場代理人と経營業務管理責任者または営業所専任技術者は原則、兼務ができませんが、次の要件を満たす場合は、兼務ができる場合があります。

#### 【根拠法令等】

経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と工事現場に従事する主任技術者及び監理技術者の兼務に関する取扱いについて（通知）（令和4年3月24日付け 3建企第539号）（抄）

#### 6．その他

（5）現場代理人については、通常工事現場への常駐が求められていることから、原則として経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者との兼務は認められないこと。ただし、請負金額が1,000万円未満の場合で、2.（2）又は3.（2）の要件を満たし、さらに、他に配置する者がいない場合は認める場合があること。

（6）受注者は、（5）のただし書きにより、経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者を現場代理人として配置する場合は、現場代理人等決定（変更）通知書提出時に別記様式1号を契約担任者に2部提出し協議すること。

（7）契約担任者は、（6）により別記様式1号の提出を受けた場合は、（5）のただし書きを満たしているかどうかを確認し、別記様式1号により回答すること。

（8）（2）及び（3）並びに（6）及び（7）の規定は、請負金額が250万円以下の工事には適用しないこと。

## 【 】主任技術者（監理技術者）

### 1．建設業法における技術者制度について

許可を受けている業種	指定建設業（7業種） 土木一式、建築一式、 電気、管、鋼構造物、舗装、造園		
許可の種類	特定建設業		一般建設業
元請工事における 下請金額合計	4,500万円 <sup>1</sup> 以上	4,500万円 <sup>1</sup> 未満	4,500万円 <sup>1</sup> 以上は 下請契約できない。
工事現場に置くべき 技術者	監理技術者		主任技術者
工事現場 の技術者 制度	技術者の資格要件	1級国家資格者 技術士 国土交通大臣特別認定者 <sup>2</sup>	1級国家資格者 2級国家資格者 実務経験者 (在学中に指定学科を修了し高卒5年以上、高等専門学校卒3年以上、大卒3年以上の実務経験) (該当する業種工事において10年以上の実務経験者)
	技術者の専任	請負金額4,000万円 <sup>3</sup> 以上は専任を要する (上記とは関係なく、現場代理人との兼務可) (専任の場合、建設業法施行令第27条第2項により、他現場の技術者と兼務できる場合がある)	
	監理技術者資格者 証の必要性	必要	必要なし
	技術者の その他要件	建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者 (公共工事における元請の専任技術者については、3か月以上の雇用関係が必要)	

1：建築一式工事の場合7,000万円

2：指定建設業以外の22業種については「実務経験でも可能」（建設業法第15条第2号ロ・10年以上で4500万円以上の2年以上指導監督的な実務経験）

3：建築一式工事の場合8,000万円

### 2．主任技術者（監理技術者）の職務

#### < 解説 >

工事現場における建設工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び工事の施工に従事する者の技術上の指導監督が職務となります。

請け負った工事の全部又は主たる部分や請け負った工事の一部を他の業者に請け負わせる場合でも、自ら総合的に企画、調整及び指導を行い、下請に出した工事の施工に実質的に関与していなければなりません。(これを怠ると「一括下請負の禁止」(建設業法22条)にあたります。)

### 3．主任技術者の配置

#### < 解説 >

下請金額の合計が4,500万円（建築一式工事7,000万円）未満の場合は、主任技術者を配置しません（建設業法第26条第1項、同施行令第2条）。4,500万円（建築一式工事7,000万円）以上となる場合は、次項に示す監理技術者を配置する必要があります（元請のみ）。

請負金額が4,000万円（建築一式工事8,000万円）以上であっても、下請金額の合計が4,500万円（建築一式工事7,000万円）未満であれば、主任技術者を配置します。つまり、元請の請負金額が大きくても、下請金額が小さければ、法的には監理技術者ではなく、主任技術者を配置すればよいとなります。

#### 【根拠法令等】

監理技術者制度運用マニュアル（令和4年12月23日付 国不建第457号）（抄）

#### 一（2）建設業法における監理技術者等

建設業法においては、建設工事を施工する場合には、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を置かなければならないこととされている。

### 4．監理技術者の配置

#### < 解説 >

下請金額の合計が4,500万円（建築一式工事7,000万円）以上の場合は、監理技術者を配置します。（建設業法第26条第2項、同施行令第2条）

監理技術者は、あくまで元請だけであり、下請は金額に係わらず全て「主任技術者」となります。

#### 【根拠法令等】

監理技術者制度運用マニュアル（令和4年12月23日付 国不建第457号）（抄）

#### 一（2）建設業法における監理技術者等

また、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならない。

### 5．主任技術者（監理技術者）の専任

#### < 解説 >

請負金額が4,000万円（建築一式工事8,000万円）以上の場合は、技術者は専任となり、原則、他工事の技術者等との兼務ができません。（「専任」は必ずしも現場への「常駐」を求めるものではありません。）

【根拠法令等】

建設業法（抄）

第二十六条(主任技術者及び監理技術者の設置等)

- 3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負つた特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、この限りでない。

【根拠法令等】

建設業法施行令（抄）

第二十七条(専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事)

法第二十六条第三項の政令で定める重要な建設工事は、(略)工事一件の請負代金の額が四千万円(当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、八千万円)以上のものとする。

## 6．主任技術者（監理技術者）の通知

### < 解説 >

技術者については、下記規則に定める日までに通知を行う必要があります。

【根拠法令等】

長崎県建設工事執行規則（抄）

第 21 条（現場代理人及び主任技術者等）

受注者は、工事に着手するときは、現場代理人、主任技術者等（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐をいう。以下同じ。）及び専門技術者を定め、工事の始期の前日まで（契約締結日と工事の始期の日が同日の場合には、契約締結日）に現場代理人等決定（変更）通知書（様式第 12 号）により、契約担任者に通知しなければならない。これを変更したときは遅滞なく通知しなければならない。

## 7．主任技術者（監理技術者）の余裕期間における取り扱い

### < 解説 >

余裕期間の間は、技術者を置く必要はありません。

【根拠法令等】

余裕期間制度を活用した工事試行要領（抄）

第 4 条(余裕期間)

(略) 余裕期間の間において、受注者は、現場代理人、主任(監理)技術者の配置が不要である。

## 8. 主任技術者（監理技術者）の専任を要しない期間

### < 解説 >

以下に示す場合は、現場への専任は要しません。

#### 【根拠法令等】

監理技術者制度運用マニュアル（令和4年12月23日付 国不建第457号）（抄）

#### 三（２）監理技術者等の専任期間

元請が、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）

工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

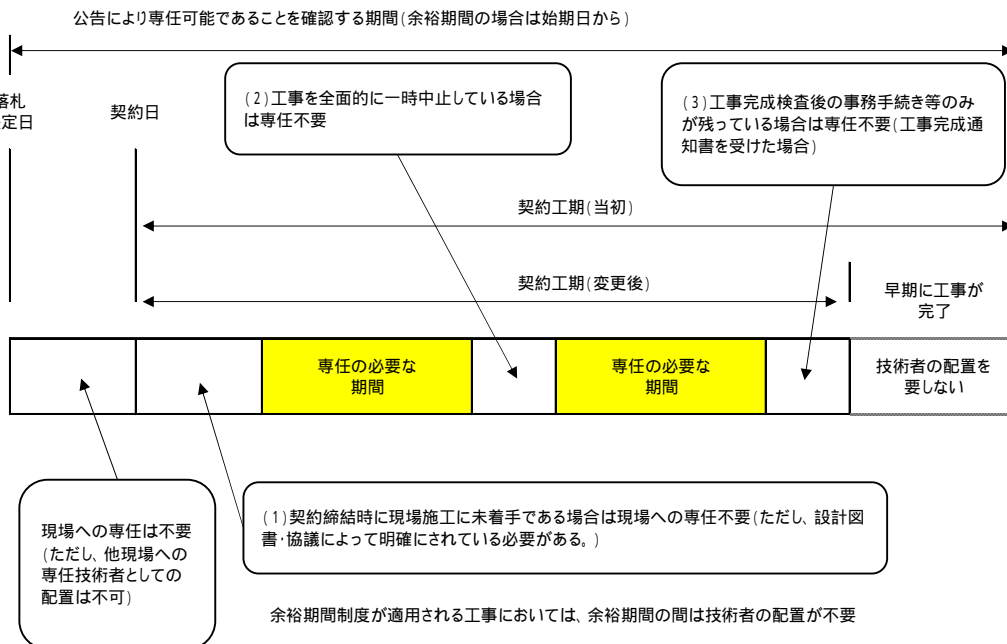
橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

## 9. 専任を要しない場合の具体例

### < 解説 >

上記8の根拠法令等に示される、  
、  
、  
の場合の具体的なイメージは以下のとおりです。

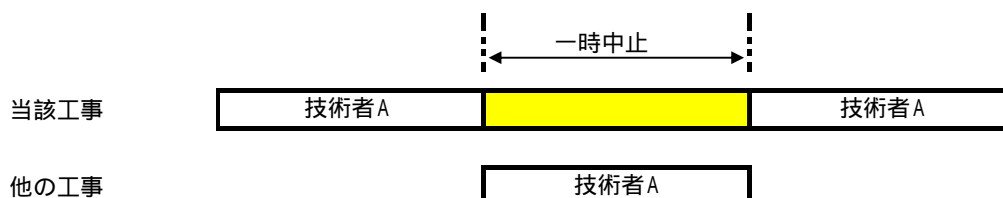


工事中止中の現場の管理責任は受注者に属することから、現場代理人は中止期間であっても基本計画書により現場の維持・管理を行う。(ただし、  
の場合で、現場に未着手の場合は除く。)

## 10. 工事中止期間における配置技術者の専任

### < 解説 >

工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している場合で、発注者が同一の他の工事(元の工事の専任を要しない期間内に工事が完了するものに限る)に限り、他の工事を専任できます。



### 【根拠法令等】

監理技術者制度運用マニュアル(令和4年12月23日付 国不建第457号)(抄)

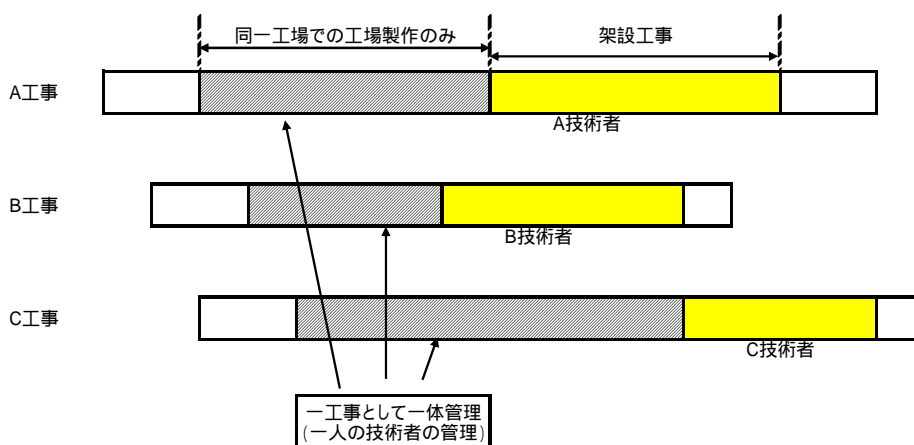
#### 三(2) 監理技術者等の専任期間

元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐については、前述の工事現場への専任を要しない期間 から のうち、(工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間)に限って、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事(元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る)の専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として従事することができる。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法(元の工事の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐は他の工事の専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として従事しているため、同じ建設業者に所属する別の技術者による対応とするなどの留意が必要)について、発注者の承諾を得る必要がある。

## 11. 工場制作のみが行われている期間の専任

### < 解説 >

上記8の根拠法令等に示される(工場制作のみが行われている期間)について、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場制作を含む工事の工場制作のみが行われている期間は、専任の必要がありません。



## 【根拠法令等】

工場製作を含む工事における専任の技術者の取り扱いについて（通知）（令和4年12月23日付け 4建企第402号）（抄）

### 1．対象工事

長崎県が発注する請負代金の額が4,000万円以上（建築一式工事の場合は、8,000万円以上）の建設工事のうち、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む建設工事。

### 2．一般競争入札における配置予定技術者の届出

#### （1）一般要綱第7条第2項第2号に規定の技術者の取扱い

入札参加者が記載する技術者は以下のとおりとする。

工場製作のみを施工したのち、現地施工へと移る場合

工場製作に係る技術者

工場製作と現地施工を同時並行的に施工する場合

工場製作に係る技術者と現地施工に係る技術者が異なる場合は、それぞれ記載することとし、各技術者の役割を明記しておくものとする。

#### （2）各総合評価要領の別紙「技術資料作成要領」中の配置予定技術者の能力（様式第3号）に規定する技術者の取扱い

入札参加者は、現地施工に係る技術者を記載するものとする。

#### （3）入札参加希望者への周知

入札公告に、当該工事が本通知の対象工事である旨を記載するものとする。

### 3．監理技術者等の工事現場における専任義務

#### （1）監理技術者等の専任義務

原則として、監理技術者等の専任義務は、以下のとおりとする。

総合評価落札方式の場合

落札決定日から専任が開始されるものとする。

総合評価落札方式以外の場合

一般要綱第20条第1項に規定する「事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書」の提出期限の日または落札決定日から専任が開始されるものとする。

契約に関し議会の議決を要する案件の場合

長崎県議会の議決日から専任が開始されるものとする。

#### （2）工場製作に係る監理技術者等

工場製作のみを施工している期間で、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、監理技術者制度運用マニュアルの三の（2）の規定に基づき、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができるものとする。

#### （3）2.（2）により記載した現地施工に係る技術者の専任義務

工場製作に係る技術者を別に設置する場合は、工場製作のみを施工している期間は不要とする。なお、兼務する場合は、工場製作のみを施工している期間を「工事打合せ簿」等により明確にしておくものとする。

## 12. 専任の主任技術者（監理技術者）の途中交代

### <本マニュアルによる規定>

主任技術者（監理技術者）の死亡又は傷病または退職等、真にやむを得ない場合  
受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、  
工期が延長された場合

橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点 発電機・配電盤等の電機品など、工場製作を工場全般が対象となる。

### 【監理技術者等を途中で交代する場合】

- ・ 監理技術者等の交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要です。
- ・ 監理技術者等の交代に当たっては、発注者からの求めに応じて、元請が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要です

### 【根拠法令等】

専任の主任技術者（監理技術者）の途中交代について（平成 26 年 3 月 31 日付け 25 建企第 647 号）

（長崎県における取り扱いは通知を確認のこと。）

専任の技術者（主任・監理）の途中交代要件の取り扱い				
一般競争入札等の場合（通常指名競争入札を除く）				
時期	契約締結前		契約締結後	
理由	真にやむを得ない場合 （死亡・傷病等）退職は含まない	真にやむを得ない場合 （死亡・傷病・退職等）	真にやむを得ない場合 （死亡・傷病・退職等）	その他やむを得ない場合 （工事中止・工期延長等）
交代の要件	同等以上の技術者	同等以上の技術者	同等以上の技術者でない 品質確保計画書提出 工事成績より減点	同等以上の技術者
（要件を満たさない場合）	承認しない （契約不締結） 総合評価も含む	条件付きで承認する		承認しない
摘要			品質確保計画書の内容が承認できない場合や実施しない場合は契約解除することができる	
			工事中における品質確保計画書の実施状況については、工事成績評定で評価を行う	
			変更前の配置技術者は変更承認後3ヶ月間は県発注の新たな工事の配置予定技術者として入札参加申請又は届出することはできない。（県以外が発注する県内の公共工事も同様）	
技術者交代の申請書の記載内容に虚偽が判明した場合、不誠実な行為とみなし指名停止等を検討する				
通常指名競争入札の場合				
時期	契約締結前		契約締結後	
理由	真にやむを得ない場合 （死亡・傷病等）退職は含まない	真にやむを得ない場合 （死亡・傷病・退職等）	真にやむを得ない場合 （死亡・傷病・退職等）	その他やむを得ない場合 （工事中止・工期延長等）
交代の要件		同等以上の技術者	同等以上の技術者でない 建設業法に基づく技術者を配置 工事成績より減点	同等以上の技術者
（要件を満たさない場合）		条件付きで承認する		承認しない
摘要			変更前の配置技術者は変更承認後3ヶ月間は県発注の新たな工事の配置予定技術者として入札参加申請又は届出することはできない。（県以外が発注する県内の公共工事も同様）	
	技術者交代の申請書の記載内容に虚偽が判明した場合、不誠実な行為とみなし指名停止等を検討する			



### 13. 工場製作を含む工事における監理技術者等の途中交代

#### < 解説 >

工場製作を含む工事においては、下記通知に示す条件を満たす場合に監理技術者等の途中交代を認めるものとする。

#### 【根拠法令等】

工場製作を含む工事における専任の技術者の取り扱いについて（通知）（令和4年12月23日付け 4建企第402号）（抄）

#### 4. 監理技術者等の途中交代

##### （1） 監理技術者等の途中交代を認める要件

監理技術者等の途中交代は、監理技術者制度運用マニュアルの二 - 二の（4）の規定に基づき、監理技術者等の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合のほか、工場製作のみの施工から現地施工へ移行する場合にも認めるものとする。

##### （2） 工場製作のみの施工から現地施工を行う場合の監理技術者等の配置要件

工場製作のみの施工から現地施工へ移行する場合の技術者については、以下の要件により認めるものとする。

総合評価落札方式の場合

2.（2）に記載の技術者を専任で配置するものとする。

総合評価落札方式以外の場合

当該入札公告に記載の資格要件を満たす技術者（ただし、「競争参加資格審査申請書等の提出期限日を含め連続して3か月以上の雇用関係」は不要）とする。ただし、当該入札公告に記載の資格要件を満たす技術者がいない場合は変更を認めず、工場製作に係る技術者を当該工事の検査が終了するまで専任で配置するものとする。

（3） 工場製作のみの施工から現地施工へ移行する際に監理技術者等を途中交代する場合の要件工場製作のみの施工から現地施工へ移行する場合で、監理技術者等を途中で交代する場合は、発注者と受注者との協議により、交代の時期を工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力を同等以上に確保し、工事の継続性、品質確保等に支障がないようにすること。また、協議は、「工事打合せ簿」等により行うものとし、受注者は、工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に十分説明すること。

#### 14. 専任の主任技術者の取扱い（要件緩和）

##### < 解説 >

専任の主任技術者については、下記の通知で示す要件を満たす場合に兼務が可能です。

##### 【根拠法令等】

建設工事の専任の主任技術者の取扱いについて(通知) (平成28年12月15日付け 28監第163号)(抄)

##### 【主任技術者の兼務に係る取扱い】

個人住宅を除くほとんどの建設工事では、請負代金が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上の工事に係る監理技術者又は主任技術者は、その工事現場に専任しなければなりません。

ただし、密接な関係のある建設工事を近接した場所等において施工する場合については、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる(建設業法施行令第27条第2項)とされておりますが、その取扱いについて、以下のように定められております。

なお、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者が、そのうち総額で4,500万円(建築一式工事の場合は、7,000万円)以上を下請契約して施工する場合に配置する監理技術者については、当該規定は適用されないことに留意ください。

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事  
又は  
施工にあたり相互に調整を要する工事

かつ

工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において、同一の建設業者が施工する場合

2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要する工事。

相当の部分の工事を同一の下請業者で施工し、相互に工程調整を要する工事。

この場合において、同一の専任の主任技術者が管理することができます。工事の数は、原則2件程度とします。適用にあたっては、従来どおり個々の工事において難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、安全や品質確保等適正な施工について発注者が適切に判断することが必要です。

金額要件は、令和4年12月23日付け 4監第163号「建設業法施行令の一部を改正する政令について(通知)」で読み替えている。

## 15．専任ではない主任技術者の取り扱い

### < 解説 >

専任ではない主任技術者について、非専任工事においては兼務の制約に関する取り決めはありません。

## 16．工事間において専任の主任技術者（監理技術者）が兼任できる特例

### < 解説 >

複数の工事で、同一の建築物又は連続する工作物である場合について、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面により承諾を得た場合は、それらの工事を一つの工事とみなして、同一の主任技術者（監理技術者）が兼務することができます。

#### 【根拠法令等】

監理技術者制度運用マニュアル（令和4年12月23日付 国不建第457号）（抄）

#### 三（2）監理技術者等の専任期間

- このほか、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。この場合、その全てを下請として請け負う場合を除き、これら複数工事に係る下請金額の合計を四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が四千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上となる場合、主任技術者又は監理技術者はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。（特例監理技術者を設置する場合を除く。）

## 17．監理技術者の兼務

### < 解説 >

建設業法第26条第3項ただし書による条件を満たす場合、監理技術者は他工事の監理技術者と兼務することができます。

このとき、兼務をする監理技術者は特例監理技術者となり、それを補佐する者として各現場に監理技術者補佐を配置する必要があります。

長崎県における取り扱いは下記の通知に定めており、そこで定める要件を満たさなくてはなりません。

#### 【根拠法令等】

監理技術者制度運用マニュアル（令和4年12月23日付 国不建第457号）（抄）

#### 一（2）建設業法における監理技術者等

なお、監理技術者を専任で置くことが必要となる建設工事において、発注者から直接請け負った特定建設業者が、特例監理技術者を置く場合（監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合）には、監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で置かなければならないこととされている。

【根拠法令等】

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて（令和3年9月22日付け 3建企第296号）（抄）  
（長崎県における取扱いは通知を確認のこと。）

## 18．主任技術者（監理技術者）と経營業務管理責任者または営業所専任技術者との兼務

### < 解説 >

経營業務管理責任者または営業所の専任技術者は、原則兼務ができません。

ただし、現場に配置する技術者が非専任の場合、下記の通知に示す条件を満たせば、現場に配置する技術者と経營業務管理責任者、または、現場に配置する技術者と営業所の専任技術者は兼務することができます。

【根拠法令等】

経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と工事現場に従事する主任技術者及び監理技術者の兼務に関する取扱いについて（通知）（令和4年3月24日付け 3建企第539号）（抄）

#### 1．対象

長崎県が発注する建設工事。

#### 2．経營業務の管理責任者について

##### （1）建設業法第26条第3項に該当する場合

経營業務の管理責任者と主任（建設業法第26条第2項に該当する場合は、監理技術者）技術者の兼務は認めない。

##### （2）建設業法第26条第3項に該当しない場合

次の要件をすべて満たす場合に限り、経營業務の管理責任者と主任技術者の兼務を認める。

経營業務の管理責任者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。

当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

#### 3．営業所の専任技術者について

( 1 ) 建設業法第 26 条第 3 項に該当する場合

営業所の専任技術者と主任（監理）技術者の兼務は認めない。

( 2 ) 建設業法第 26 条第 3 項に該当しない場合

次の要件をすべて満たす場合に限り、営業所の専任技術者と主任技術者の兼務を認める。

営業所の専任技術者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。

当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

## 【 】現場代理人、主任技術者（監理技術者）共通

### 1．主任（監理）技術者、現場代理人の病休・講習会等による現場の一時不在

#### <本マニュアルによる規定>

現場代理人、監理技術者、専任の主任技術者が病気・講習会等でやむを得ず短期間現場を離れなければならない場合の取り扱い運用は以下のとおりであり、以下～をすべて満たす場合で、現場施工に支障がないと受注者が判断する場合は認められます。

#### やむを得ず短期間現場を離れなければならない場合の理由

病気入院、検査入院、技術講習会、資格取得試験、その他これらに類するもの及び冠婚葬祭等にかかる現場不在の場合

請負業者は、工事打ち合わせ簿により不在の理由と不在時の現場体制(連絡体制を含む)現場を離れる期間を明記した上で、発注者（監督職員）と協議すること。

#### 不在時の現場体制（連絡体制を含む）

##### 【現場代理人】

・直接的な雇用関係がある連絡員を配置すること。

##### 【監理技術者、専任の主任技術者】

・適切な施工ができる体制を確保すること（例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障のない範囲において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等）

#### 現場を離れる期間

現場不在を認める目安として、7日（休工日を除く。）程度とする。

（これを超える期間となることが予見される場合は、技術者を変更すること。）

## 【 】特定建設工事共同企業体（特定JV）と技術者制度

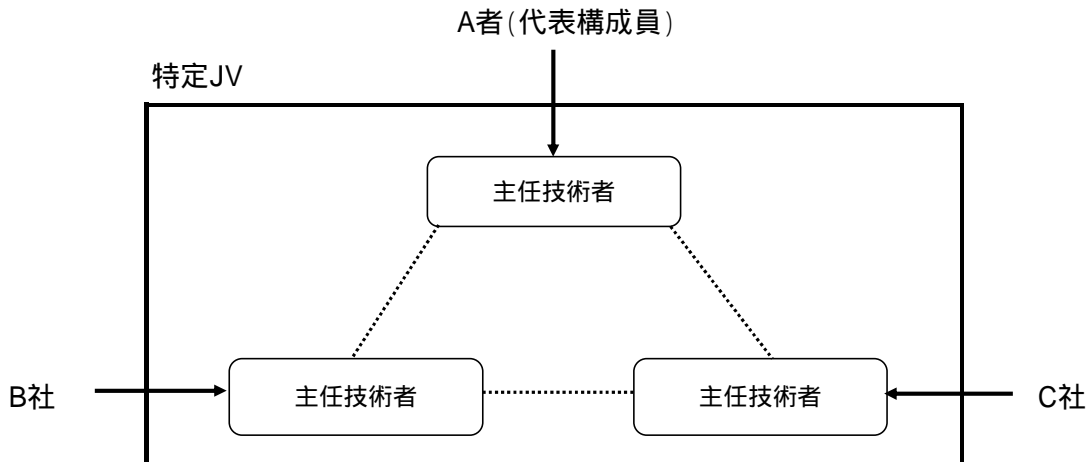
< 解説 >

### 1. 特定JVにおける技術者の配置について

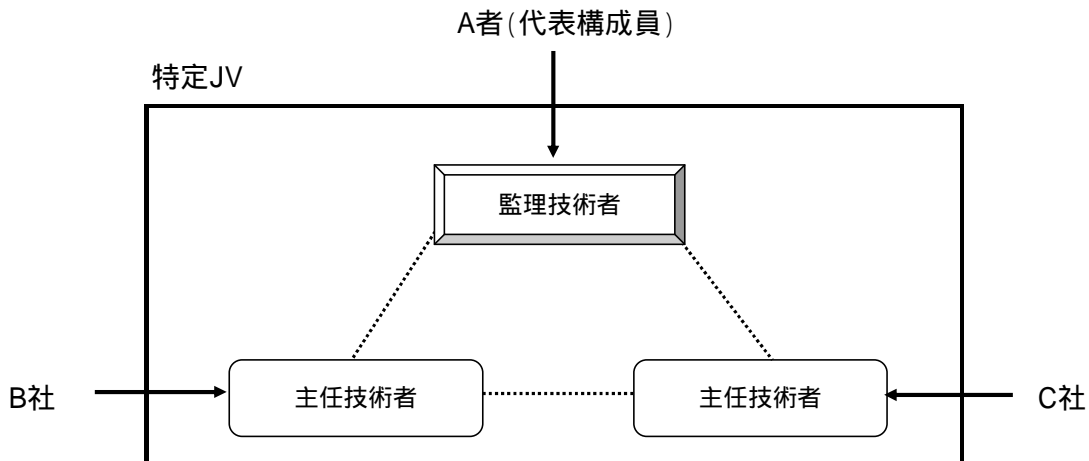
特定JVについては、全ての構成員が当該工事に対応する建設業についての技術者（監理技術者又は主任技術者）を工事現場に専任で配置させる事を要件にしています。

### 2. 請負金額による技術者の配置について

(1) 下請契約の額が4,500万円（建築一式7,000万円）未満の工事



(2) 下請契約の額が4,500万円（建築一式7,000万円）以上の工事



#### 【根拠法令等】

監理技術者制度運用マニュアル（令和4年12月23日付 国不建第457号）  
二 - 二（2）共同企業体における監理技術者等の設置  
（ 取り扱いはマニュアルを確認のこと。）

## 【 】入札における配置予定技術者の確認

### 1. 確認の対象となる工事

#### < 解説 >

建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について、確認の対象となるのは下記通知のとおりです。

#### 【根拠法令等】

建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について(平成16年2月26日付け 15監第532号、最終改正 令和5年3月27日付け 4建企第572号)(抄)

### 1. 確認の対象となる工事

県が発注する建設工事で建設業法第26条第3項により、工事現場ごとに配置予定技術者の専任性が求められている工事。

### 2. 当該工事の配置予定技術者の要件

#### < 解説 >

上記に対する配置技術者の要件は次のとおりです。

#### 【根拠法令等】

建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について(平成16年2月26日付け 15監第532号、最終改正 令和5年3月27日付け 4建企第572号)(抄)

### 2. 当該工事の配置予定技術者の要件

(1) 配置予定技術者が属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること。

(2) 直接的な雇用関係とは、入札参加者と配置予定技術者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在することをいいます。

恒常的な雇用関係とは、

一般競争入札

競争参加資格確認申請書又は事後審査型入札にかかる競争参加資格審査申請書の提出期限日

簡易工事応募型指名競争入札

簡易工事応募型指名競争入札参加申請書の提出期限日

簡易工事応募型指名競争入札を除く指名競争入札

入札執行日

随意契約

見積書の提出日

を含め連続して3箇月以上の雇用関係があることです。

(3) 例外的な取扱い



会社合併若しくは営業譲渡若しくは会社分割又は6の特例措置による所属企業の変更等において雇用期間が3箇月に満たない場合において契約担任者が認めた場合はこの限りではありません。

持株会社の子会社が置く配置予定技術者、親会社及び連結子会社の間の出向社員に係る配置予定技術者の取扱いについては、各発注者に確認して下さい。

【根拠法令等】

持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて(平成14年4月16日 国土交通省通知)

( 取り扱いは通知を確認のこと。)

【根拠法令等】

親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(改正)(平成28年5月31日 国土交通省通知)

( 取り扱いは通知を確認のこと。)

### 3. 確認に必要な書類等の届出

#### < 解説 >

確認に必要な書類等については次のとおりです。

【根拠法令等】

建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について(平成16年2月26日付け 15監第532号、最終改正 令和5年3月27日付け 4建企第572号)(抄)

#### 3. 確認に必要な書類等の届出

(1) 監理技術者の場合、配置予定技術者を届ける様式に監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証(過去5年以内に登録講習を受講したことを示す監理技術者講習修了証)の写しを貼付してください。

(2) 主任技術者の場合、配置予定技術者を届ける様式に健康保険被保険者証の写し(被保険者等記号・番号等部分を復元できない程度にマスキングを施してください。マスキングがない場合は、発注者においてマスキングを施すものとします。)又は雇用保険事業者別被保険者台帳照会の写しを添付してください。

なお、当該確認書類によりがたい場合は別表に掲げるいずれかの確認書類の写しや賃金台帳の写し(2.(2)の ~ の属する月を含め前4月分とします。)でもかまいません。

### 4. 専任技術者と監理技術者等の兼務の確認

経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者は監理技術者等との兼務ができないため技術者の確認を行う。

【根拠法令等】

経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と工事現場に従事する主任技術者及び監

理技術者の兼務に関する取扱いについて（通知）（令和4年3月24日付け 3建企第539号）（抄）

#### 4．現場代理人及び配置技術者の兼務の確認時期について

配置予定工事の発注機関は、次の表のそれぞれ定める時点で、当該工事現場に配置する現場代理人及び主任技術者等が2及び3に定める要件を満たしているかの確認を行うものとする。

ただし、請負金額が250万円以下の工事は、長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号）第51条により、現場代理人等決定（変更）通知書を省略することができることとなっているため、下表の確認は不要とする。

入札方式	現場代理人	主任（監理）技術者
事前審査型一般競争入札 （議会議決案件の場合）	現場代理人等決定（変更） 通知書提出時	本契約締結時 <u>（余裕期間を設定する場合は、工事の始期の前日まで）</u>
事前審査型一般競争入札	現場代理人等決定（変更） 通知書提出時	配置予定技術者に係る通知書提出時 <u>（余裕期間を設定する場合は、工事の始期の前日まで）</u>
事後審査型一般競争入札	現場代理人等決定（変更） 通知書提出時	事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書提出期限時（期限前に落札決定する場合は、落札決定時） <u>（余裕期間を設定する場合は、工事の始期の前日まで）</u>
通常型指名競争入札又は 随意契約	現場代理人等決定（変更） 通知書提出時	現場代理人等決定（変更） 通知書提出時

#### 【確認資料】

建設業許可申請書中の「専任技術者証明書」及び「経營業務の管理責任者証明書」の写し

元請が整理している専任技術者名簿等

#### 5．配置予定技術者の雇用関係に虚偽の届出等があった場合

##### < 解説 >

虚偽の届出等があった場合は、次のような措置がありますので、十分ご注意ください。

#### 【根拠法令等】

建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について（平成16年2月26日付け 15監第532号、最終改正 令和5年3月27日付け 4建企第572号）（抄）

#### 4．配置（予定）技術者の雇用関係に虚偽の届出等があった場合

長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領第3条の別表1の1号

に該当します。

また、関係法令に抵触する場合は当該法律を所管する機関に通知します。

## 6. 恒常的な雇用関係の免除特例措置

### < 解説 >

倒産を事由に退職した者（事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用した場合は、恒常的な雇用関係は免除する特例があります。

倒産の定義、手続きの方法等は通知文書を確認ください。

#### 【根拠法令等】

建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について(平成16年2月26日付け 15監第532号、最終改正 令和5年3月27日付け 4建企第572号)(抄)

### 6. 恒常的な雇用関係の免除特例措置

(1) 緊急経済雇用対策として、当分の間、開札日の属する年度の長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づく入札参加資格名簿(格付表)に登載されている建設業者等に雇用されていた者で、倒産を事由に退職した者を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、2に定める雇用期間を経過する以前に当該退職者を主任(監理)技術者として配置する場合であって、別紙様式1「雇用期間確認免除申立書」の提出がなされたときは、2に定める当該工事の配置予定技術者の要件のうち恒常的な雇用関係は免除します。

## 7. 営業譲渡又は会社分割等の特例

### < 解説 >

営業譲渡又は会社分割等の場合は、次のとおりの取り扱いとなります。

#### 【根拠法令等】

監理技術者制度運用マニュアル(令和4年12月23日付 国不建第457号)(抄)

### 二 - 四(3) 恒常的な雇用関係の考え方

また、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更(契約書又は登記簿の謄本等により確認)があった場合、変更前の建設業者と三ヶ月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

## 【別紙1】現場代理人、技術者の兼務（事例集）

技術者の条件は、土木工事を想定している。（建築一式の場合は金額が異なる）

当工事			他工事		
現場代理人	A	常駐	現場代理人	A	常駐
主任技術者	B	非	主任技術者	B	非
請負額	4000万円未満		請負額	4000万円未満	

兼務可（条件あり）
現場代理人の条件を満たす場合、可能（4建企第507号） 申請必要

当工事			他工事		
現場代理人	A	常駐	現場代理人	A	常駐
主任技術者	A	非	主任技術者	A	非
請負額	4000万円未満		請負額	4000万円未満	

兼務可（条件あり）
現場代理人の条件を満たす場合、可能（4建企第507号） 申請必要

当工事			他工事		
現場代理人	A	常駐	現場代理人	B	常駐
主任技術者	A	非	主任技術者	A	非
請負額	4000万円未満		請負額	4000万円未満	

兼務可
4建企第400号

当工事			他工事		
現場代理人	A	常駐	現場代理人	B	常駐
主任技術者	A	専任	主任技術者	A	非
請負額	4000万円以上		請負額	4000万円未満	

×兼務不可
当工事は常駐の現場代理人（緩和なし）となるため、他工事は兼務できない。

当工事			他工事		
現場代理人	A	常駐	現場代理人	B	常駐
主任技術者	A	非	主任技術者	A	専任
請負額	4000万円未満		請負額	4000万円以上	

兼務可（条件あり）
主任技術者の条件を満たす場合、可能（28監第163号） 申請必要

当工事			他工事		
現場代理人	A	常駐	現場代理人	C	常駐
主任技術者	B	専任	主任技術者	B	専任
請負額	4000万円以上		請負額	4000万円以上	

兼務可（条件あり）
主任技術者の条件を満たす場合、可能（28監第163号） 申請必要

当工事			他工事		
現場代理人	A	常駐	現場代理人	C	常駐
監理技術者	B	専任	主任or監理技術者	B	専任
請負額	4000万円以上		請負額	4000万円以上	

兼務可（条件要確認）
監理技術者制度運用マニュアル三（2）による。 申請必要

## 特例監理技術者を配置する場合

当工事		他工事	
現場代理人	A	現場代理人	B
特例監理技術者	C	特例監理技術者	C
監理技術者補佐	A	監理技術者補佐	B

兼務可
ただし、監理技術者補佐が当該工事の現場代理人以外の者と兼務することはできない。

当工事		他工事	
現場代理人	C	現場代理人	B
特例監理技術者	C	特例監理技術者	C
監理技術者補佐	A	監理技術者補佐	B

× 兼務不可
4000万円以上の工事のため、現場代理人と他工事の技術者は兼務できない。

当工事		他工事	
現場代理人	A	現場代理人	B
特例監理技術者	C	特例監理技術者	C
監理技術者補佐	D	監理技術者補佐	D

× 兼務不可
監理技術者補佐は専任のため、他工事の監理技術者補佐と兼務できない。

技術者制度運用マニュアル  
～ 現場施工時に技術者に求められる役割 ～  
(Ver.5)  
Q & A

【 】現場代理人

現場代理人の雇用関係の確認について

専任の技術者と同様に、現場代理人も3カ月の継続雇用は必要か

3カ月の継続雇用要件はありません。届け出た時点での雇用が証明されれば問題ありません。(非専任の主任技術者も同様です。)

【 】主任技術者(監理技術者)

( - 5 )主任技術者(監理技術者)の専任

専任の定義は

他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐(現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること)を必要とするものではありません。

( - 8 )主任技術者(監理技術者)の専任を要しない期間

下請工事における専任の主任技術者の、専任期間は

下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間とします。

( - 8 )主任技術者(監理技術者)の専任を要しない期間

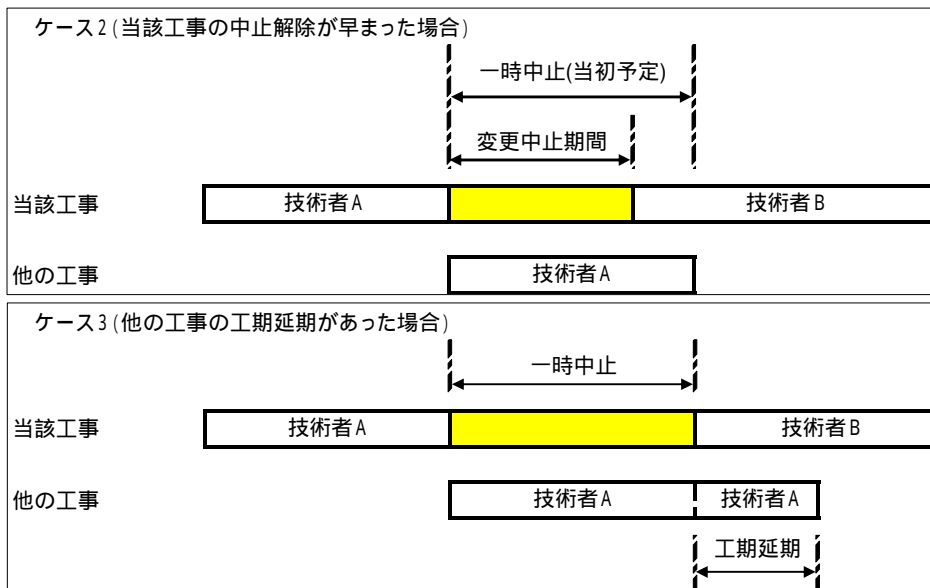
専任を要しない期間の「工事完成後、検査が終了」した時点とは

「工事完成確認書」が通知された時点とします。

( - 1 0 ) 工事中止期間における配置技術者の専任

- ・「当該工事」の工事中止解除が当初予定より早まり、「他の工事」の工期と重複することとなってしまう場合の対応は（ケース2）
- ・「他の工事」の工期が延期され、「当該工事」の工期と重複することとなってしまう場合の対応は（ケース3）

「他の工事」が元の工事の専任を要しない期間内に完了することを前提としているため、基本的には認められませんが、このようなケースが発生した場合は 受注者が技術者を追加で配置でき、かつ 技術者の要件を満足しているか要確認の上、判断して下さい。



( - 1 2 ) 専任の主任技術者（監理技術者）の途中交代

交代が認められる時点の「工程上一定の区切り」とは

品質管理・出来形管理が必要な工事目的物の施工が完了（仮設備の撤去、後片付け及び検査のみが残っている状態）した時点です。

主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）以上となった場合の対応は

主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者の配置が必要です。工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、工事途中の技術者の変更が生じないよう、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を配置して下さい。

## 【 】現場代理人、主任技術者（監理技術者）共通

### 各議会の議員との兼務

県や市町議会の議員と経營業務の管理責任者等は兼務することができるか

営業所への常勤、専任が求められる経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者並びに工事現場への専任が求められる主任技術者等は、議会活動等で拘束される地方議会の議員との兼務は認められません。

また、許可を受けた際、議員でなかった経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者について、その後、議員に就任した場合は、変更が必要になります。

	県や市町議会の 議員との兼務
経營業務の管理責任者	×
営業所の専任技術者	×
現場専任を要する主任技術者・監理技術者	×
現場専任を要しない主任技術者・監理技術者	
現場代理人	×

## その他

### 現場施工の着手日を指定して発注する場合

Ver.4 にあった、V【現場施工の着手日を指定して発注する場合】の記載がないが、適用できないのか

余裕期間制度の導入により、着手日指定での発注ケースがほぼなくなっているため、マニュアルへ記載しておりません。当該制度にかかる通知（平成21年8月19日付21建企第308号 現場施工の着手日を指定して発注する工事における、監理技術者等の配置期間・専任期間及び、現場代理人の配置期間・常駐期間の取扱いについて）は廃止していないため、制度の適用は可能です。